

## 直轄事業負担金に係る論点（農林水産省）

直轄事業負担金制度の廃止に当たっての直轄土地改良事業における「受益者負担」の取扱いについて

（内容）

直轄土地改良事業は、

- ①事業による便益を受ける農業者が特定され、
  - ②法令に則して、受益者の同意と申請に基づき実施される
- という他の公共事業と異なる特性を有している。

この直轄土地改良事業の特性を踏まえ、当省では、今回の概算要求において、維持管理に係る直轄土地改良事業の地方負担のうち1／2に相当する分（約3億円）を地方から求めない形で要求し、引き続き、県を通じて「受益者負担」を求める仕組みを維持。

建設に係る直轄土地改良事業の地方負担の見直しについても、地元の要請に適切に応えるための事業量の確保という観点とともに、「受益者負担」の原則を踏まえた検討が必要。

※ 今後、工程表（素案）の策定に当たっては、建設事業を含めた直轄事業負担金制度について、それぞれの事業特性を踏まえた議論を行う必要があることに留意すべき。